

警 察 常 任 委 員 会
令 和 7 年 8 月 18 日

住民に身近な地域警察活動の推進について



警 察 本 部

目 次

第 1 地域警察部門の体制等	5
第 2 基本活動	
1 警ら（パトロール）	5
2 立番（警戒） ^{りつばん}	5
3 巡回連絡	6
第 3 体感治安を高める活動の推進	
1 地域住民の視点に立った安全・安心活動の推進	6
(1) 意見・要望の把握	6
(2) 情報発信活動	6
(3) 問題解決活動	7
2 子供の安全を確保するための対策の推進	7
3 地域住民の安心感を高める積極的な街頭活動の推進	7
(1) 街頭における積極的な声掛けの推進	7
(2) 交番等再編地域における住民の不安解消に向けた活動の推進	7
(3) 巡回連絡を通じた特殊詐欺被害防止に向けた防犯指導	7
第 4 交番等の機能強化	
1 警察官等の柔軟かつ効率的な運用	8
2 地域警察官の安全対策	8
3 交番等のネットワーク化	8
4 地域住民のための活動体制の充実	9
(1) 交番相談員の活用	9
(2) レディースサポート交番の運用	9
第 5 精強な地域警察官の育成	
1 現場執行力の強化	9
(1) 指導員による同行指導	9
(2) スキルアップセンターでの教養	9
(3) 現場対応力強化訓練の実施	9
ア 交番等における実戦的訓練	9
イ 警ら用自動二輪車総合訓練	10
(4) 女性警察官の執行力強化	10
2 地域警察官に対する巡回指導	10
第 6 初動警察活動の推進	
1 110番通報の受理状況等	10
(1) 110番通報	10
(2) 110番通報の適切な利用促進	11

2	110番通報への対応	11
(1)	迅速的確な初動警察活動	11
(2)	携帯型端末を活用した初動警察活動	11
(3)	110番映像通報システム	11
(4)	無線通話技能の向上	12
3	緊急事案への対応	12
(1)	緊急配備の発令	12
(2)	非常通報装置の設置	12
(3)	緊急配備訓練の実施	13
4	子供・女性等に対する事案への対応	13
(1)	学校緊急通報制度	13
(2)	県警ホットライン	13
(3)	110番通報登録制度	14
第7 雑踏事故防止対策の推進		
1	雑踏警備の実施状況	14
2	雑踏事故防止対策	14
(1)	雑踏事故防止教養の推進	14
(2)	現場指導の強化	15
(3)	雑踏警備用装備資機材の活用	15
第8 本部執行隊の活動		
1	第一・第二機動パトロール隊の活動	15
(1)	機動力を生かした広域的なパトロール	15
(2)	緊急自動車運転訓練の実施	15
(3)	広域多機能部隊の活動	16
2	鉄道警察隊の活動	
(1)	鉄道施設における安全対策の推進	16
(2)	痴漢等犯罪抑止活動の推進	16
(3)	鉄道事業者との連携	16
(4)	大阪・関西万博の開催に伴う警戒強化	16

第1 地域警察部門の体制等

令和7年4月1日現在

区 分	地域警察官	交番	駐在所	パトカー	ミニパト	船舶	交番相談員
配 置 数	4,503人	363所	269所	151台	384台	6隻	361人



【東灘警察署 青木駅前交番】



【姫路警察署 山田駐在所】



【警ら用無線自動車（パトカー）】



【警察用船舶 おおわだ】

第2 基本活動

1 警ら（パトロール）

事件、事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯、地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握等を行っている。



【警ら（パトロール）】

2 ^{りつばん}立番（警戒）

交番の施設の外に立って警戒に当たるほか、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や事件事故が多発している場所において、一定の時間駐留して警戒を行っている。



【立 番】

3 巡回連絡

担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、実態把握と併せ、犯罪被害や事故の防止等、安全で平穏な生活を確保するための情報を発信するとともに、住民からの意見や要望等の聴取を行っている。



【巡回連絡】

第3 体感治安を高める活動の推進

1 地域住民の視点に立った安全・安心活動の推進

(1) 意見・要望の把握

巡回連絡、自治会役員や防犯ボランティア宅への立ち寄り、各種会合への出席等を通じて、地域住民の意見や要望を把握し、活動に生かしている。

(2) 情報発信活動

事件事故の発生状況や防犯対策等の身近な情報を「交番だより」「駐在所だより」により地域住民に発信している。

また、深夜帯に住宅街や犯罪発生地域等を警らした際には、パトロールを実施したことや防犯上の注意事項等を記載した「パトロールカード」をポストに投函して安心感の醸成に努めている。



【交番だより】



【パトロールカード】

(3) 問題解決活動

少年非行や放置自転車、交通マナー等の地域の身近な問題や課題について、地域ふれあいの会等地域住民と協働し、地域住民の自主防犯活動の向上を図るとともに、地域の問題を解決する活動を推進している。



【地域ふれあいの会】

2 子供の安全を確保するための対策の推進

通学路等における子供の安全を確保するため、関係機関・団体と連携した見守り活動や登下校時間帯における立番及び重点的なパトロールを行っている。



【通学路における立番】

3 地域住民の安心感を高める積極的な街頭活動の推進

県民生活に最も密着して昼夜絶え間なく警察活動を行っている地域警察官に期待される役割は大きい。

街頭活動を充実させ、制服警察官の頼もしい姿を見せることが、県民の不安感の払拭や規範意識の向上のためにも重要である。

(1) 街頭における積極的な声掛けの推進

不審者に対する職務質問はもとより、目にした危険や違反の前兆を看過することなく毅然として対応し、指導、警告、検挙活動を推進している。

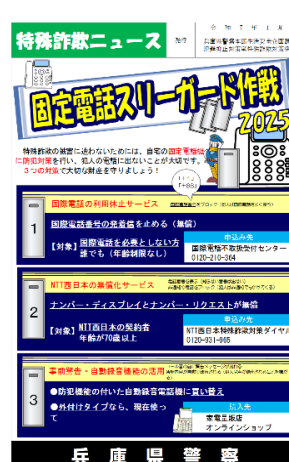
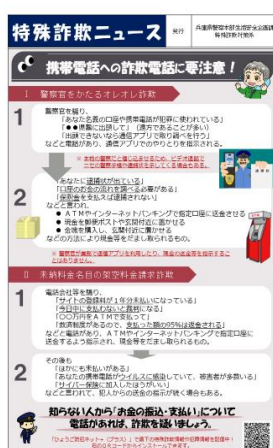
(2) 交番等再編地域における住民の不安解消に向けた活動の推進

交番等の再編整備を行った地域では、機動パトロール隊と連携したパトロールのほか、通学路等における立番、巡回連絡等の各種活動を推進し、地域住民の安心感の醸成に努めている。

(3) 巡回連絡を通じた特殊詐欺被害防止に向けた防犯指導

高齢者世帯に重点を置いた巡回連絡を実施し、防犯チラシ等を活用して、特殊詐欺の手口や対処方法、国際電話の利用休止サービスやNTT西日本の無償化サービスの利用、自動録音機能の活用について説明するなど、特殊

詐欺被害防止に向けた防犯指導を実施している。



【特殊詐欺ニュース】

第4 交番等の機能強化

1 警察官等の柔軟かつ効率的な運用

各地域における人口推移や警察事象の変化に対応し、県民の日常生活の安全と平穏を確保するために最適な人員配置や運用となるよう継続して取り組んでいる。

2 地域警察官の安全対策

交番等勤務員に対する襲撃事件の発生を受け、複数勤務体制の確立、実戦的な訓練の推進等、勤務員の対応力の強化を図るとともに、防護板や防犯カメラの設置等、施設のセキュリティを強化し、交番等勤務員の安全確保に努めている。

また、屋外で活動する機会が多い交番等勤務員の熱中症予防対策として、職務中の水分補給や冷却用ネックリング等熱中症対策用品の活用を推奨している。



【交番等勤務員の熱中症対策】

3 交番等のネットワーク化

交番等のネットワーク事業を推進中であり、令和7年度中に全交番・駐在所のネットワーク化が完了する見通しである。

これにより、交番等における各種システムの利活用が可能となり、業務の合理化、効率化、省力化を図り、街頭活動を一層強化する。

4 地域住民のための活動体制の充実

(1) 交番相談員の活用

地域住民の「いつも交番にいてほしい。」というニーズに応えるため、交番に交番相談員を配置し、立番や地理案内のほか、拾得届や各種相談の受理等に当たっている。



【交番相談員による届出受理】

(2) レディースサポート交番の運用

女性が各種相談や被害届出に来訪しやすいように、都市部の駅周辺や女子高校・大学のある地域に、女性警察官を配置した「レディースサポート交番」を県下28箇所設置している。



【女性警察官による相談受理】

第5 精強な地域警察官の育成

地域企画課内に警視を長とする「地域指導育成室」を設置して、地域警察官に対する各種訓練や指導教養を推進している。

1 現場執行力の強化

(1) 同行指導

職務質問技能指導者による同行指導を通じ、職務質問要領等を実戦形式で教養し、職務質問技能の向上に努めている。



【同行指導の状況】

(2) スキルアップセンターでの教養

実務能力の向上を図るため、警察本部にスキルアップセンターを設置し、「職務質問実施要領」「通信指令、無線通話要領」「交番勤務の基本」について教養を行っている。



【スキルアップセンターでの教養】

(3) 現場対応力強化訓練の実施

ア 交番等における実戦的訓練

交番等勤務員に対する襲撃事案を想定し、無線機の緊急信号発信訓練や実戦的な逮捕術訓練を行い、現場対応力の強化と受傷事故防止を図っている。

イ 警ら用自動二輪車総合訓練

兵庫県警察緊急自動車総合訓練センターにおいて、警ら用自動二輪車運転訓練を実施し、地域警察官の運転技能の向上や交通事故防止を図っている。



(4) 女性警察官の執行力強化

職務質問や運転技能の向上を図るため、女性警察官を対象とした同行指導やパトカーの運転訓練を行っており、現在、23名の女性警察官が警察署等においてパトカー勤務をしている。

また、体格等に勝る男性の犯人と対峙した時に、受傷することなく相手を制圧することができるよう、女性警察官を対象とした術科訓練を推進している。

2 地域警察官に対する巡回指導

現場指導を担当する地域指導育成室員が交番及び駐在所を巡回し、活動状況の確認と併せて、実戦的な指導教養を行うとともに、駐在所同居家族への助言や激励等も行っている。

第6 初動警察活動の推進

1 110番通報の受理状況等

(1) 110番通報

令和7年6月末の110番通報受理件数は約25万件で、1日平均約1,400件、約62秒に1件の通報を受理している。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が約78%を占めている。

【110番通報件数】

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 6月末	令和7年 6月末
兵庫県	総受理件数	439,157	436,800	490,548	516,471	537,630	256,314	253,367
	有効件数	374,468	375,547	399,334	420,721	475,154	219,626	238,686
	非有効件数	64,689	61,253	91,214	95,750	62,476	36,688	14,681
全国有効件数		8,398,699	8,669,245	9,376,761	10,206,671	10,595,820	—	—

(2) 110番通報の適切な利用促進

毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報の適切な利用の促進を図るとともに、緊急の対応を必要としない相談、要望、問い合わせ等については、警察相談専用電話「#9110」や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。



【110番の日キャンペーン】

2 110番通報への対応

(1) 迅速的確な初動警察活動

通信指令室では、交通事故や盗難被害を始めとする様々な110番通報を受理している。重要事件や生命・身体の安全に関わる事案には事件現場直近のパトカーを急行させるなど、迅速的確な指令により、初動警察活動を推進している。



【通信指令室】

(2) 携帯型端末を活用した初動警察活動

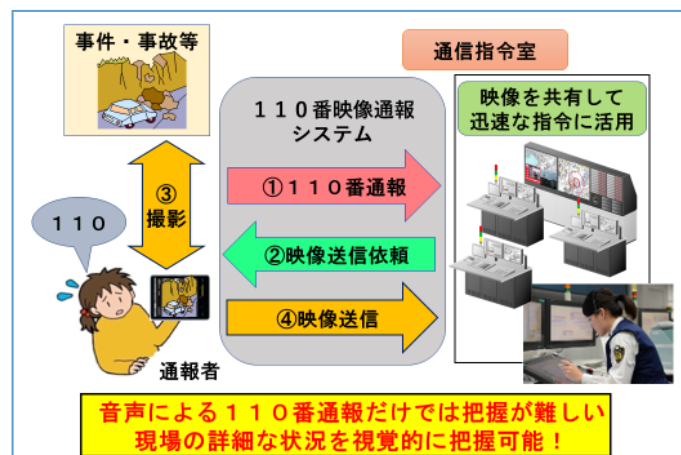
通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した映像情報を組織的に共有するため、スマートフォン型データ端末を活用し、的確な初動警察活動に役立てている。



【スマートフォン型データ端末】

(3) 110番映像通報システム

110番通報に合わせて、通報者のスマートフォンのカメラ機能を活用し、現場の映像をリアルタイムに把握することにより、迅速的確な初動警察活動に役立てている。



【110番映像通報システムの概要】

(4) 無線通話技能の向上

スキルアップセンターでの教養のほか、Web会議システムを使用し、無線機による現場報告要領や通話技術等の教養を行うとともに、年に1回、各警察署の代表選手による通信指令競技会を開催し、無線通話技能の向上を図っている。



【通信指令競技会】

3 緊急事案への対応

(1) 緊急配備の発令

重要凶悪事件及びそれに発展するおそれのある事案には、緊急配備を発令して警察官を大量動員し、組織的な初動警察活動の展開により、犯人の早期検挙に努めている。

【緊急配備発令状況】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 6月末	令和7年 6月末
発令件数	509	349	215	241	143	104	58
検挙解決件数	179	141	71	87	46	32	25
検挙解決率	35.2%	40.4%	33.0%	36.1%	32.2%	30.8%	43.1%

(2) 非常通報装置の設置

非常通報装置は、あらかじめ金融機関等に設置した非常ボタンを押下することにより、事件が発生したことを通信指令室に通報できる装置で、強盗事件等に対して迅速に対応するため、県下の金融機関等約2,300箇所を設置されている。

【通報件数】

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 6月末	令和7年 6月末
14	17	15	13	13	9	4

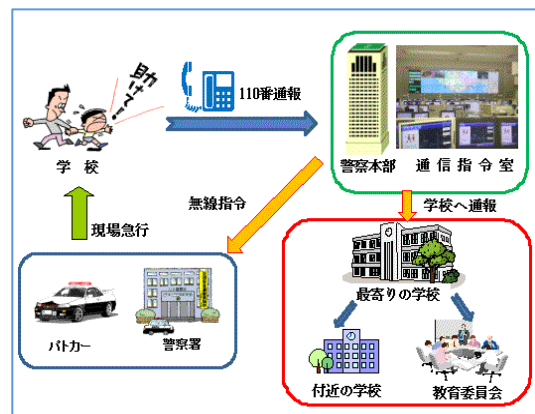
(3) 緊急配備訓練の実施

金融機関、学校等、関係機関と連携し、重要凶悪事件の発生及びその際の対応要領を想定した実戦的訓練を計画、実施している。

4 子供・女性等に対する事案への対応

(1) 学校緊急通報制度

学校緊急通報制度は、児童、生徒の安全を脅かす刃物所持事案や不審者徘徊事案等の110番通報を受理した場合に、通信指令室から発生現場の最寄りの学校に事案概要を通報する制度で、迅速に学校側へ注意喚起することにより、児童等の安全確保を図っている。



【学校緊急通報制度の概要】

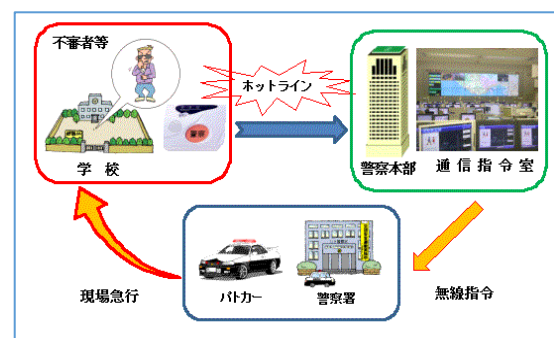
【通報件数】

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 6月末	令和7年 6月末
31	46	40	52	48	32	20

(2) 県警ホットライン

県警ホットラインは、不審者の侵入事案等、学校で事件が発生した場合に、ワンタッチで通信指令室に通報することのできるシステムで、現在、県下の幼稚園、小中学校等約4,100箇所に設置されている。

また、県警ホットラインを使用した訓練を幼稚園・小中学校等で実施し、事案発生時における的確な対応要領について指導を行っている。



【県警ホットラインの概要】

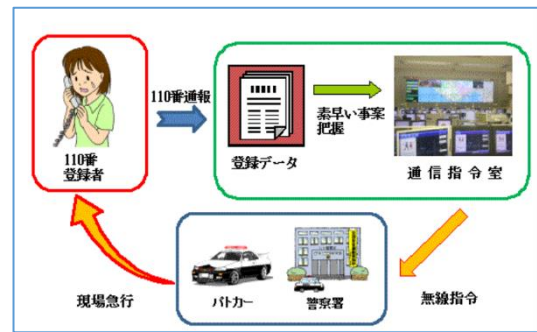
【通報件数】

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 6月末	令和7年 6月末
52	101	57	40	88	54	38

(3) 110番通報登録制度

110番通報登録制度は、ストーカーやDVの被害等の情報を、通信指令システムに登録する制度で、登録者から110番通報を受けた場合に、迅速な対応を組織的に行うため、登録対象者の希望によって登録している。

(令和7年6月末現在約2,500件)



【110番通報登録制度の概要】

【通報件数】

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 6月末	令和7年 6月末
214	182	210	321	252	134	118

第7 雑踏事故防止対策の推進

1 雑踏警備の実施状況

多数の者が参集するイベント等に対しては、組織的な雑踏警備を実施して、雑踏事故防止対策を推進している。

【雑踏警備実施件数】

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 6月末	令和7年 6月末
95	101	184	267	224	91	82

2 雑踏事故防止対策

地域企画課内に警視を長とする「雑踏警備対策室」を設置して、雑踏警備に関する総合的な施策を推進している。

(1) 雑踏事故防止教養の推進

平成13年に発生した明石歩道橋事故から24年が経過し、事故以降に採用された警察官が全体の3分の2を超えている。

そこで、事故の反省教訓を風化させることなく伝承するため、視覚に訴える教材の活用や、警察署の担当者等を対象に指導教養を行うなど、知識や技能の向上に努めている。



【警察署担当者等に対する教養】

(2) 現場指導の強化

雑踏警備対策室では、県下で行われる大規模祭礼行事等について、主催者及び警察署との事前協議や実地踏査において指導や助言を行うとともに、警備当日に同室員を現場に派遣して支援を行うなど、雑踏事故防止に努めている。



【合同実地踏査】

(3) 雑踏警備用装備資機材の活用

雑踏警備現場において、雑踏警備広報車を始めとする装備資機材を活用し、広報、整理、誘導を行うことにより、雑踏事故防止対策を推進している。



【推進帯を活用した整理・誘導】



【雑踏警備広報車による広報】

第8 本部執行隊の活動

1 第一・第二機動パトロール隊の活動

(1) 機動力を生かした広域的なパトロール

県下全域における各種警察事象に迅速かつ的確に対応するため、神戸、阪神、淡路方面を担当する第一機動パトロール隊及び東・西播、但馬方面を担当する第二機動パトロール隊を設置して、110番通報への迅速な対応や職務質問による各種犯罪の抑止、検挙に当たっている。

(2) 緊急自動車運転訓練の実施

兵庫県警察緊急自動車総合訓練センターにおいて、第一機動パトロール隊員が指導員となり、県下の警察署のパトカー乗務員を対象に、緊急自動車の特性、緊急走行が及ぼす心理的影響等について指導教養を行うとともに、緊急走行を始めとした運転技術の向上を図っている。



【緊急自動車運転訓練】

(3) 広域多機能部隊の活動

第二機動パトロール隊に広域多機能部隊を配置し、警察署再編地域及びその周辺地域におけるパトロール活動を強化することで事件、事故等に対する事案対処能力の向上を図り、地域住民の安心感を高める活動を推進している。

また、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害地域支援チーム（^デＣ^スＴ）として災害警備活動を行っている。

2 鉄道警察隊の活動

(1) 鉄道施設における安全対策の推進

鉄道利用者の安全安心を守るため、鉄道施設におけるパトロールや列車警乗による痴漢等各種犯罪の抑止、検挙活動を行っている。

また、各鉄道事業者と連携を図り、鉄道施設における無差別殺傷事件や列車人身事故等を想定した実戦的な訓練を行い、事案対処能力の向上に努めている。



【鉄道施設におけるパトロール】

(2) 痴漢等犯罪抑止活動の推進

J R 神戸駅内の鉄道警察隊に「痴漢等被害相談所」を設置して、24時間体制で相談を受理するとともに、列車警乗や駅構内のパトロール、主要駅での痴漢等撲滅キャンペーンを実施するなど、鉄道利用者の不安を取り除く活動を推進している。



【痴漢等被害相談所】

(3) 鉄道事業者との連携

鉄道事業者と警察で構成する「兵庫県鉄道事業者・警察連絡協議会」等を開催し、安全対策に関する情報交換を行うとともに、車内防犯カメラの設置、鉄道施設等での「痴漢撲滅」に向けたアナウンスや事件事故等発生時の警察への通報、各種事件情報の共有、捜査への協力等について申し入れるなど、鉄道事業者との連携を図っている。

(4) 大阪・関西万博の開催に伴う警戒強化

昨今の国際的イベントにおける鉄道施設等を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、列車警乗及び鉄道施設警戒を強化している。